

# ●食品に残留する農薬等について（ポジティブリスト制度）

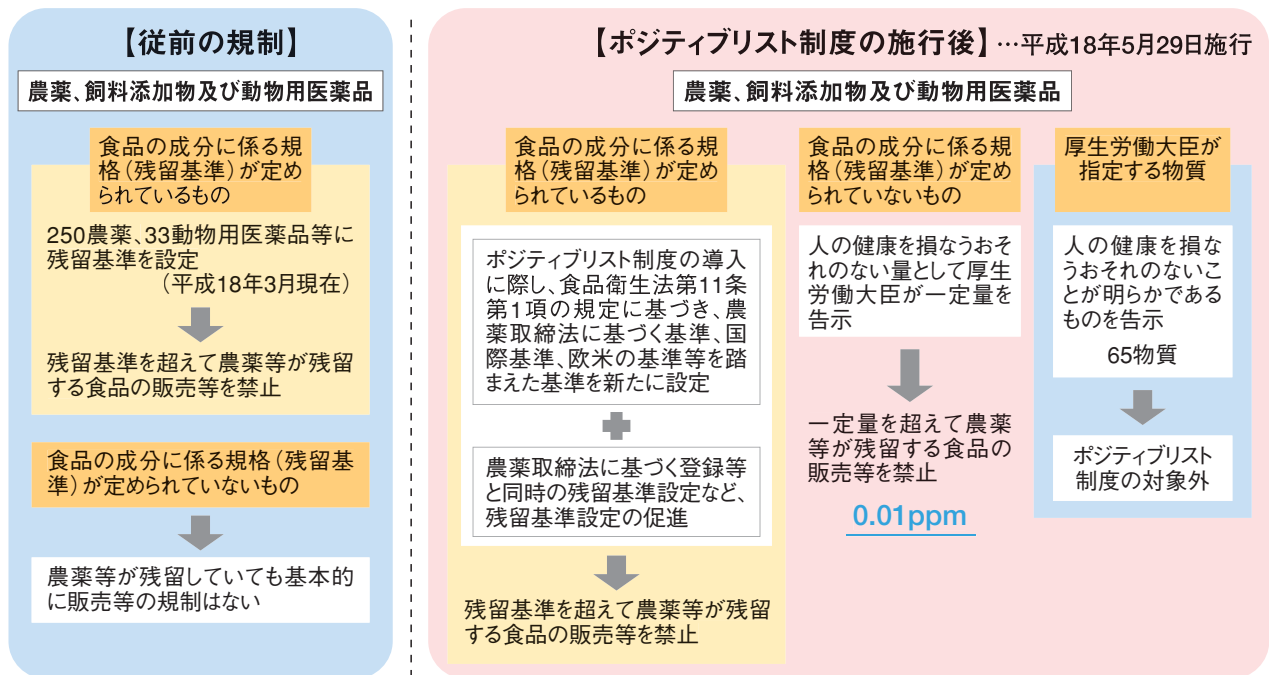
平成15年の食品衛生法改正に基づき、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度が、平成18年5月29日から施行されました。

残留農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）では、原則、すべての農薬等に残留基準（一律基準を含む）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等の禁止を行うこととしたものです。

この制度の導入により、例えば、残留基準が設定されていない無登録農薬が一律基準を超えて食品に残留していることが明らかになった場合など、従前では規制ができなかった事例についても、規制の対象となります。

## 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の施行

（食品衛生法第11条第3項関係）



## 食品に残留する農薬等の安全確保

### 基準等の策定

- 食品規格の一つとして、食品に残留する農薬等の残留基準を設定
  - ・ 802農薬等に残留基準を設定（平成18年10月末現在）
  - ・ 残留基準が定められていない農薬等は一律基準

### ● 分析法の開発

消費者等への情報提供

### ● ホームページを通じた情報の提供

<http://www.mhlw.go.jp/> → 分野別（食品）→ 食品安全情報 → 分野別施策 → 食品中の残留農薬・動物用医薬品・飼料添加物（ポジティブリスト制度など）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/index.html>

### 残留実態、摂取量把握

- 農薬等の残留実態調査（モニタリング調査）
- 農薬等の摂取量調査（マーケットバスケット調査）

### 抗生物質耐性菌による食品の汚染防止

- 食品中のVRE（バンコマイシン耐性腸球菌）調査